

令和6年9月26日

ふるさと納税指定制度に係る総務大臣の指定

地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定に基づき、ふるさと納税の対象となる地方団体を以下のとおり指定したので、お知らせいたします。

区分	全団体数	うち指定の申出書 提出団体数	うち指定団体数
都道府県	47	46	46
市区町村	1,741	1,740	1,740
計	1,788	1,786	1,786

※1 指定対象期間：令和6年10月1日～令和7年9月30日

※2 申出書の提出がなかった団体：東京都、兵庫県洲本市

（連絡先）自治税務局市町村税課
担当：長谷川、山西、小林
電話：03-5253-5669（直通）